二月十五日常任中央執行委員に左の三名を補任
浅沼稲次郎、石山寅吉、加藤勘十（但し加藤君は常任部長を受諾せず）
而して部長の担任を左の如く改む
連絡部長　三輪寿壮、組織部長　浅沼稲次郎、
財務部長　石山寅吉、議会対策部長　加藤勘十
選挙部長　麻生久、教育部長　河野密

直接本部に関係せる演説会数（自二月十三日至五月末日）

| 月度 | 府県 | 数 |
|---|---|---|
| 二月度 | 群馬県 | 一 |
| | 東京府 | 十 |
| | 神奈川県 | 二 |
| | 栃木県 | 四 |
| | 茨城県 | 二 |
| | 京都府 | 一 |
| | 富山県 | 三 |
| | 新潟県 | 三 |
| 三月度 | 東京府 | 十三 |
| | 埼玉県 | 三 |
| | 北海道 | 四 |
| | 新潟県 | 一 |
| | 岐阜県 | 三 |
| | 茨城県 | 二 |
| | 福島県 | 一 |
| | 山梨県 | 一 |
| | 京都府 | 一 |
| | 栃木県 | 三 |
| | 神奈川 | 一 |
| 四月度 | 群馬県 | 八 |
| | 栃木県 | 一四 |
| | 東京府 | 二二 |
| | 長野県 | 一 |
| | 茨城県 | 三 |
| | 秋田県 | 九 |
| | 神奈川 | 一 |
| | 新潟県 | 一 |
| | 愛知県 | 一 |
| | 埼玉県 | 一 |
| 五月度 | 群馬県 | 二 |
| | 東京府 | 一七 |
| | 岐阜県 | 二 |
| | 岡山県 | 一 |
| | 神奈川 | 一 |
| | 京都府 | 一 |

（[illegible]）
除名[illegible]に際して

除名者鈴木、黒田等は七日に除名反対全国委員会なるものを組織し
(一)被除名取消、(二)日常闘争の放棄、(三)地方政党との合同、(四)臨時大会の召集を本部に要求せんとしてゐる。
その実情を見せしめよ!!

一、その目的は何か？
それは旧無大系地方支部を結束して分裂し、新党樹立を目的とするものである。先月末、鈴木は京都に赴き水谷等に合會して新党樹立を持ちかけ、中国無産党に新党組織を交渉し、（その返信は労農新聞に掲載されてゐる。）黒田は千葉労農党に向って同様の交渉をなし、（千葉の声明書は彼の起草せるもの）、秋田に旧無大支部が現状維持に決定し居るに拘らず新党組織を持ちかけたり、更に彼等の指導機関「労農」六月号の指導意見は明らかに新党樹立を宣言してゐる。

二、彼等の言ふことは何を意味するか？
(一)のスローガン＝彼等は分裂反対を口にするが以上の事実によって明らかに分裂賛成である。
(二)のスローガン＝日常闘争をサボタージュせるものは主に彼等である。
(三)のスローガン＝地方政党合同とは、その合同によって新党樹立を計画せるものが[illegible]。しかし[illegible]中国も岩手も動かず。